

「日本国民統合」の「統合」とは何かを考える

徳 永 達 哉

〈目 次〉

はじめに

- 1 象徴と指示対象の関係に留意した日本国憲法第1条の解釈
- 2 「日本国民統合」の「統合」の解釈
- 3 「日本国民統合」を再解釈することの意義
- 4 「日本国民統合」の制限規範性

おわりに

はじめに

日本国憲法第1条は、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と、「日本国民統合」の「象徴」が「天皇」であることを定めている。では、ここに定められた「象徴」が指し示している「日本国民統合 (the unity of the people)」とは、いかなる意味を持つものなのであろうか。

第1条の「象徴」が指し示す「日本国」・「日本国民統合」の解釈について通説は、言葉のニュアンスに違いがあるものの両者を区別することに法的効用はなく、抽象的に「日本」という「国」を意味している点で、同じ意味を持つものとみるべきとし、そこに権威や権限を読み込む必要がないことを明らかとしている¹。

本稿もその立場に立つ。その上で、本稿は、「日本国 (the state)」が日本の国土や土地固有の気候など物質的で具体的な国家の要素を連想させるものであるのに対し、「日本国民統合 (the unity of the people)」という言葉が、その土地で生活する人々の社会結合といった、想像された社会モデルを共有する共同体を連想させる言葉であることから、「日本国民統合」の語に焦点を定め、「統合」の語によって、共有すべき共同体とはいかなるものであるのかを考察する。

1 宮沢俊義著芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』（日本評論社、1978）52頁。

従来、日本国憲法第1条は天皇条項と称され、「天皇」が「象徴」であることの憲法上の意味を読み解くことが第1条の解釈の主要課題であった。そのため、「日本国民統合」の内容が何を意味するものであるのかの言及は少なく、「象徴」としての「天皇」の機能に対する分析が解釈の主流であった²。それゆえ、第1条の「天皇」が「象徴」するところの「日本国民統合」の解釈において、その「統合 (unity)」の意味が、それを「象徴」する「天皇」に備わる社会的政治的機能となる統合作用 (integration) によって説明されることが常であった。

例えば、最高裁判所の裁判官であった伊藤正己は、「象徴」に期待される統合作用 (integration) に焦点を定めた分析から第1条の「象徴」の意味を説明する。「国家の場合、その内部に種々の異なる要素が存在して、その統一性を阻害することが多いし、その構成員である国民も多様な個人の集合体として分裂の危機を含むから、何らかの象徴をもってそれを統合することが求められる。……象徴は既に存在する国の統合を強化し、国民の分裂を防止するという社会的・政治的機能をもつ……このように象徴は、法的意味よりも、むしろ社会的ないし心理的機能に重点がある……天皇は、日本国または日本国民の統合という感覚でとらえられないものを、その人としての存在でもって具象化するのである」と述べ³、「日本国民統合」の意味内容が「天皇」に備わる文化的・歴史的・政治的背景から印象付けられ意味づけされるものであると位置づけている。この

2 例えば、「日本国」・「日本国民統合」の解釈に関し、かつて、長谷川如是閑は憲法草案審議において「日本国の象徴というのは、政治的ポリティカル・ステートとしての日本の象徴であり、日本国民統合の象徴というのは、コミュニティとしての日本人の象徴である（岡田玄之三朗編著『日本国憲法審議要録』（総合出版社、1947）42頁）」と述べ「日本国」と「日本国民統合」の意味から「象徴」を解釈しようとした。この試みに対して憲法学（宮沢など多数）は、複数の象徴の機能が拡散的に生み出されることのマイナスの効果を懸念し、象徴されるものに差を設けることに意味はないとして、象徴されるものとは何かに対する分析を憲法解釈の主たる課題から除外してきた。例えば法学協会『注解日本国憲法』（有斐閣、1953）は、「象徴されるもの間に基本的な差別を設けることに大きな意味はない。日本国も日本国民も同じく全く政治的組織と無関係な意義にとらえられたものであって、両者の区別は、前者が国土歴史をも含む日本の国家全体を指すのに対し、後者は精神的に統合された日本国民を指すところにある。そうしてこう解した場合にのみ、はじめて象徴のもつ統合的機能の本質と限界とが明らかになる（68頁）」と説明するなど、象徴されるもの自体の分析ではなく、象徴の特性を捉えることが1条解釈の意義と位置づけるものが大方であった。そして、象徴を利用する政治的・社会的局面において生じる統合作用に焦点を定めた分析から、「その社会的政治機能は、国民生活の統合 (integration) 即ち国家構造における異質分子 (die disparaten Elemente) を統一にまで溶接 (Zusammenschweissen) するところにある（65頁）」とし、象徴に期待された国民統合機能の分析に焦点を定めることで、「天皇」の地位と機能と限界を説明しようとし、それをもって「統合」の意味を理解しようとしてきたのである。

3 伊藤正己『憲法』（弘文堂、1982）129頁。

統合作用に焦点を定めた解釈は、さらに「……したがって、この『象徴』は元来社会心理的なものであって、それ自体としては法と関係を有しうる性質のものではない。にもかかわらず、『象徴』関係が法的に規定されることがあるのは、基本的には、右の社会心理の醸成・維持を願望してのことである」となる⁴。

これに対し、本稿は、「天皇」の「象徴」としての社会的・政治的機能から、「日本国民統合」の意味を解釈するものではない。その意味内容を憲法の基本原理から導き出すことを試みる。それにより、第1条が持つ制限規範としての憲法上の意義を確認することを試みる。そこで、以下、「日本国民統合」の読み直しを行う。本稿が、強調するポイントは以下の3つである⁵。

第一のポイントは、日本国憲法第1条の「日本国民統合」の解釈においては、象徴と指示対象の記号論的關係に留意し、象徴構造の基礎法となる日本国憲法の基本原理に基づき指示対象の意味内容を導き出す必要があるということである。第二のポイントは、憲法の基本原理に基づく指示対象＝「日本国民統合」の解釈の有用性である。そして、最後のポイントが、「日本国民統合」の解釈を踏まえることで導かれる憲法の新たな分析視座の確立と、その視座の下で国家を捉えることで、従来、法理論に馴染まないものと位置づけられてきた、象徴を政治的に用いることで発信・伝達される政府の政治的表現活動を、制限規範である憲法の課題として法的に問題化できるという点である。これらのことを論じるために、本稿は日本国憲法の第1条の「日本国民統合」を解釈する。

4 佐藤幸治『憲法』（青林書院、第3版、1995）238頁。

5 「日本国民統合」の解釈は、少なからず、国家とは何かを考察することに通じている。国家という社会統合の本質を問うことは憲法学にとって重要な意味を持つ。しかし、この問いは、むしろ国法学や政治学の領域に属するものである。とはいえ、現代の憲法解釈論においては、例えば代表概念における政治的代表と社会学的代表の折衷説のように政治的・社会学的側面も十分に分析された解釈が求められている。そこで、本稿は、「日本国民統合」に対する政治学的・社会学的分析を念頭に置き、憲法解釈に必要な限りにおいて国家を法秩序そのものであると捉え、日本国憲法によって構築された法秩序の解釈から「日本国民統合」の「統合」の意味を考察する。

象徴と指示対象の関係に留意した日本国憲法第1条の解釈

1-1 第1条・天皇条項解釈に残存する引き算的思考

先行研究の蓄積により、第1条の議論は十分に尽くされたように思われる⁶。しかし、天皇条項における伝統的思考に基づく解釈の枠組みを乗り越え、次なる憲法の課題に取り組むことを念頭に置く本稿は、ここで、先ず先行研究を整理し、第1条に備わる制限規範としての憲法意義を抽出するための予備的研究として、天皇条項解釈に内在する「引き算的思考」について考察する。

第1条の解釈については、特に、天皇条項の解釈における2つの視点（日本国憲法の天皇条項を大日本帝国憲法ひいては歴史的存在としての天皇との基本的連続性を解釈の大前提に宣言規定であると解釈する視点と、天皇条項を日本国憲法が新たに創設した創設規定と解釈する視点の2つである）の存在について、現在の天皇条項における解釈が現実に存在する天皇の連続性を前提とする「引き算的思考」に陥っている点、そして、その様な「引き算的思考」によって導かれた解釈が象徴に備わる政治作用を安易に合憲のものとして捉えがちである点は、かねてより批判的に指摘されるとおりである⁷。しかし、それにもかかわらず、現在の教科書の中にも「引き算的思考」は残されている。例えば、現在の一般的な憲法の教科書である芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第5版）』（岩波書店 2011）は、明治憲法と日本国憲法のそれぞれの天皇象を比較させながら天皇制を解説する。その際、天皇が象徴であることの意味について「君主制国家では、君主は、本来、象徴としての地位と役割とを与えられてきた。明治憲法の下でも、天皇は象徴であったということが出来る。しかし、そこでは、統治権の総攬者としての地位が前面に出て

6 ここでは、第1条の天皇条項解釈の先行研究として代表的な文献を幾つか示す。例えば横田喜三郎『天皇制』（労働文化社、1949）、尾高朝雄『国民主権と天皇制』（青林書房、1954）、美濃部達吉・宮沢俊義増補『新憲法逐条解説』（日本評論社、1956年）、宮沢俊義『国民主権と天皇制』（勁草書房、1957）、同『憲法の原理』（岩波書店、1967）、同『憲法と天皇』（東京大学出版会、1969）、鶴飼信成『憲法における象徴と代表』（岩波書店、1977）、針生誠吉・横田耕一『国民主権と天皇制』（法律文化社、1983）、横田耕一『憲法と天皇制』（岩波書店、1990）などがある。

7 「引き算的思考」とは、「大日本帝国憲法時代の天皇の地位・権能・慣行等を包括的に想定し、次いでそれらの中で日本国憲法と明らかに矛盾するものをその包括像から引き算し、残余を日本国憲法の天皇に付与し天皇像を形成する思考方法」である。横田耕一「天皇」『現代憲法講座 上』（日本評論社、1985）34～35頁。

いたために、象徴としての地位は背後に隠れていたと考えられる。日本国憲法では、統治権の総攬者としての地位が否定され国政に関する権能をまったくもたなくなった結果、象徴としての地位が前面にでてきたのである（45～46頁）」と解説している。これは、かつて、宮沢俊義が、「明治憲法の天皇を全部廃止してしまう代わりに、そのもっていた役割のうちで国の象徴たる役割だけを残しておこうというのである。……要するに、本条の規定は、天皇の国の象徴以外の役割を原則として否認することのほかは、天皇の象徴としての役割を、創設的に規定したのでなく、単に宣言的に定めたにすぎない、と解すべきである（52～53頁）」と解説した宣言説を意識してのものであるといえるが⁸、この宣言説における解釈の中に「引き算的思考」の典型が存在しているのである⁹。

日本国憲法第1条が「天皇」を「日本国民統合」の「象徴」と規定するのであるから、「日本国民統合」の解釈において「象徴」＝「天皇」の存在を無視することはできない。とはいえ、「象徴」という概念は法概念としては極めて異質のものであると同時に、「象

8 宮沢・前掲注(1)参照。「天皇」が「象徴」と規定する第1条を、天皇が依然として象徴であり続けてきたことを確認・宣言する規定（確認説・宣言説）と捉えるのか、全く新たな象徴天皇を創設した規定（創設説）と捉えるのかの学説の整理については野中俊彦・中村陸男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅰ』（有斐閣、第5版、1992）100頁を参照。それを踏まえたうえで、本稿は創設された「象徴」記号が一体「何」を指し示しているのかを論点としている。

9 日本国憲法の一般的な理解に大きな影響を及ぼしたと考えられる文部省の『あたらしい憲法のはなし』（復刊『あたらしい憲法のはなし』（童話屋、2001））には、この「引き算的思考」が色濃く示されている。例えば、主権在民を「みなさんは、日本国民のひとりです。主権をもっている日本国民のひとりです。しかし、主権は日本国民ぜんたいにあるのです。ひとりへが、べつへにもっているではありません」と教え、天皇について、「こんどの戦争で、天皇陛下は、たいへんごくろうをなさいました。なぜならば、古い憲法では、天皇をお助けして國の仕事をした人々は、国民ぜんたいがえらんだものでなかったので、國民の考えとはなれて、とうへ戦争になったからです。……そこで、これからさき國を治めてゆくについて、……憲法は、天皇陛下を「象徴」としてゆくことにきめました。……天皇陛下は、一つにまとまった日本國民の象徴でいらっします。これは、私たち日本國民ぜんたいの中心としておいでになるお方ということなのです。それで天皇陛下は、日本國民ぜんたいをあらわされるのです。……このような地位に天皇陛下をお置き申したのは、日本國民ぜんたいの考えにあるのです。これからさき、國を治めてゆく仕事は、みな國民がじぶんでやってゆかなければなりません。天皇陛下は、けっして神様ではありません。國民と同じような人間でいらっします。……ですから私たちは、天皇陛下を私たちのまん中にしっかりとお置きして、國を治めてゆくについてごくろうのないようにしなければなりません。これで憲法が天皇陛下を象徴とした意味がおわかりでしょう。（下線部論者）」と教えるが、それは教育勅語の「……皇祖皇宗 國を肇むること宏遠に 徳を樹つること深厚なり 我が臣民克く忠に克く孝に 億兆心を一つにして 世世厥の美を濟せるは 此れ我が国体の精華にして 教育の淵源亦実此に存す 爾臣民……常に國憲を重じ 国法に遵ひ 一旦緩急あらば義勇 公に奉じ 以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし 是の如きは 独り朕が忠良の臣民たるのみならず、又以て爾祖先の遺風を顕彰するに足らん」とする教えの中から日本国憲法と矛盾する語句だけを引き算したものであった。

徴」と位置づけられた「天皇」には、その特徴といえる極めて政治性の高い象徴作用が備わっている。この「天皇」の象徴作用に翻弄されるがゆえに、本来解釈すべき「日本国民統合」を解釈する場合においても、「象徴」＝「天皇」自体を対象とする歴史的存在としての天皇像の連続性を前提とする「引き算的思考」に基づく解釈がなされ、結果的に伝統的・文化的な国家像の連続性を前提とする内容が「日本国民統合」の解釈においてもなされていたのである。結局、第1条の「日本国民統合」の解釈も「引き算的思考」のもとに捉えられることが多く、「日本国民」の「統合（unity）」は、「象徴」＝「天皇」自身に備わる社会的政治的機能・統合作用（integration）によって説明されることが常であった。

「象徴」解釈における「引き算的思考」が浸透している思考環境のもとでは、第1条の「日本国民統合」の解釈、とりわけ「統合」の理解において「引き算的思考」に陥りやすく、「象徴」＝「天皇」に備わる特定の文脈に引っ張られたままに解釈を行えば「日本国民統合」の意味内容は、「象徴」＝「天皇」自身の政治作用によって意味づけられ、第1条の本来の意味を見失う危険がある¹⁰。

そこで、まず、「引き算的思考」とらわれた解釈の問題点を確認し、それに基づく国家像が「日本国民統合」解釈内へと流入することを確認する。そして、先行研究が示した「引き算的思考」の危険性を前提としたうえで、第1条の天皇条項に向けられてきた分析の力点を、「天皇」に備わる象徴性の問題から、「象徴」の指示対象である「日本国民統合」の意味内容の問題へと力点をずらすことで、「象徴」＝「天皇」が指し示している「日本国民統合」が、日本国憲法の基本原理そのものを意味するものであることを確認する。

1-2 象徴と指示対象の関係から読み解く解釈の二つの方向性

日本国憲法第1条は、「日本国民統合」の「象徴」を「天皇」と定める。では、「象徴」である「天皇」が指し示す「日本国民統合」とは、いかなる意味内容を持つものなのだろうか。この問いが本稿の最大の問いなのであるが、この問いに対する答えを導くためには、先ず、条文に示された象徴と指示対象の意味関係に即し、象徴という現象の成

10 象徴するものと象徴されるものとの意味構造において異なる背景を有するもの同士を組み合わせる場合には、「象徴されるものの本来の意味が見失われる危険がある」。つまり、「天皇＝象徴」に対する解釈が指示対象である「日本国民統合」の解釈に大きな影響を及ぼすのである。このことは今日でも重要性を失わない論点を構成している。高橋和之『立憲主義と日本国憲法』（有斐閣、第2版、2010）42頁。この点から、象徴天皇制度の歴史と権威強化の現象を丁寧に分析したものに横田・前掲注(6)『憲法と天皇制』がある。

り立ちを理解する必要がある。そのうえで、第1条の「象徴」制度の解釈の方向性を整理し、「象徴」の法的機能を理解したうえで、指示対象となる「日本国民統合」の意味内容の読み直しを試みる。

象徴という現象は、本来は係わりのない二つのもの（具体的なもの（例えば鳩）と抽象的なもの（平和という概念））を何らかの類似性をもとに関連づける作用を意味し、ある別のものを指し示す具体的な目印や記号を一般に象徴と呼んでいる¹¹。そして、その目印・記号と指示対象との関係が人の認識によって変化するという象徴作用にその特性が認められる¹²。

象徴という現象（象徴作用）に対する理解を踏まえ、これまでの天皇条項学説を整理すると、第1条の読み方は、文言のどこに解釈の焦点を定めているのかという分析の対象によって大きく二つの方向へと整理することができる。

すなわち、第1条における条文の構造を「天皇＝象徴」⇒「日本国民統合」と図式化した場合において、「天皇＝象徴」に分析の焦点を定め解釈を行う場合の①象徴に備わる象徴作用（象徴という現象）を分析対象の中心とすることで第1条の「象徴」を理解しようとする方向性と、②「象徴」という法的地位の意味を分析対象とすることで第1条の「天皇」の意味を限定的に解釈しようとする方向性である。そこで、以下、それぞれの方向性における「象徴」の捉え方と、指示対象との関係を簡単に整理する。

第一の方向性は、象徴現象にける、象徴という記号に備わる象徴作用に焦点を定める

11 象徴は、一般に目印や記号と同様のものと位置づけられる（例えば、新村出編『広辞苑（第六版）』（岩波書店、2008）1388頁）。記号論の分野では表象と観念の関係から目印となる記号と指示対象との関係を対象との事実的類似性におく「Icon（図像）」、事実的隣接性におく「Index（指標）」、文化的隣接性におく「Symbol（象徴）」に分類する厳密な定義がある。もっとも日本国憲法の「象徴」解釈において記号論におけるような厳密な定義に基づく解釈がなされていたわけではない。特に、指示対象に対する分析は乏しい。そのため現代では、憲法第1条が創設した相互に関連する意味構造を記号論的關係に留意し解釈することが必要となるのである。

12 記号論の分野は象徴（という現象）を「事物を間接的に言葉や、映像、動作で表すこと」と説明する。つまり、人間相互の文化的な営みによって生み出される事・物（例えば、思想など抽象的なイメージ）を間接的に表象するもの（例えば、言葉や身振りや図柄といった伝達媒体などの具体的な何かに置き換えること）のことで、目印となる記号と指示対象の文化的隣接性に基づき指示作用が備わるものと位置づけられる。本稿が対象としている日本国憲法の「象徴」もまさに文化的な隣接性によって指示対象との関係が理解される「Symbol（象徴）」である。この象徴の分析視点として、丸山圭三郎の記号論理解を出発に、ランゲージとラング、ラングとパロールにおける社会的制度的規則性のもとに捉えることができるシニフィアン（指示するもの）とシニフィエ（指示されるもの）の図式から立ち上がる言語構造を手掛かりに、「天皇＝象徴」⇒「日本国民統合」の構造を考察している。丸山圭三郎『ソシユールの思想』（岩波書店、1981）参照。

ことで、第1条の「象徴」を説明する。この象徴に備わる指示対象を想起させる具体的な目印としての指示作用・機能の説明に力点が置かれた解釈においては、第1条の「象徴」とは、「抽象的・無形的なものをあらわすところの具体的・有形的なもの」¹³、「抽象的・無形的・非感覚的なものを具体的・有形的・感覚的なものによって具体化する作用ないしはその媒体物を意味する」とされる¹⁴。

もっとも、この解釈においては、象徴に備わる指示作用・機能に高い政治性が備わる点に、十分に注意する必要がある。というのも、例えば、かつての現人神が、神勅やそれに基づく国家体制を指し示すと理解されていたように¹⁵、象徴に備わる文脈（隣接性）は、多くの場合、文化的・歴史的背景によって形成され、その文化的・歴史的背景は常に政治的に解釈されるものだからである。そして、象徴が特定の文脈（例えば神勅）を指し示すと理解される蓋然性は、その社会的な意味づけ（権威づけ）によって高められる¹⁶。したがって、この方向からは、「象徴」が指し示している抽象的な概念は、「天皇」自身に備わる具体的な政治作用・象徴作用の蓋然性によって意味づけされることとなる。それゆえ、指示対象となる「日本国民統合」という抽象概念は、伝統的な「天皇」に備わる具体的・有形的・感覚的な価値観によって具体化されているとの理解が導き出されることとなる。結局、「天皇」に備わる伝統的な像（神勅・天皇主権・君主国家など）の中から帝国主義的なマイナスのイメージを引き算し、日本国憲法と齟齬のない天皇像をもって「日本国民統合」を説明することとなる。もちろん、この方向性においては、

13 宮沢・前掲注(1) 50頁。

14 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法』（岩波書店、第5版、2011）45頁。

15 大日本帝国憲法は天皇の地位の根拠が神の言葉である神勅にあるとして第1条で「大日本帝国万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とし、第3条で「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラス」と定める。この神勅は日本神話にでてくる神のことばである。それは、天照大神の孫であり天忍穗耳尊の子である瓊瓊杵尊が高天原から日向国の高千穂峰に降りたときに八咫鏡とともに授けられたことばのこと（古事記）で、『日本書紀』の一節には、「豊葦原の千五百秋の瑞穂の国は、是れ吾が子孫の皇たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。宝祚の隆えまさむこと、当に天壤と窮りなかるべし」とある。この天照大神が授けたみことのが神勅である。

16 Susanne K. Langer, *Philosophy in a new key: a study in the symbolism of reason, rite, and art*. (Harvard Univ. Press 1957) at 134.;ランガー（矢野萬里・池上保太・貴志謙二・近藤洋逸訳）『シンボルの哲学』（岩波書店、1960）。Ernst Cassirer, *The Myth of the State*, (Yale Univ. Press 1949) at 41.; Eカッシーラ（宮田光雄訳）『国家の神話』（創文社、1960）参照。その象徴に備わる意味は象徴そのものに内在しているわけではない。象徴に対する意味づけを行うのは社会であって人々の側なのである。意味や情緒は集団の中で作り出され、集団の成員が相互に確定していくことで意味が成立し、象徴に集約されるのである。そして、法的象徴に対する意味づけは法的集団である国家（法的権威）によってなされることで確定するのである。

象徴作用を備えた「天皇」の伝統的な政治性を強く意識するため、その伝統性が「天皇」の法的権能として読み込まれ濫用されることに一定の注意をはらう¹⁷。それゆえ、第1条が「天皇」＝「象徴」としたことは「単に宣言的に定めたにすぎない」と解釈すべきとし、仮に他の記号が象徴作用を担うものとなったとしても憲法の許容するところとする解釈、宣言説が導かれたのである。

解釈における第二の方向性は、「象徴」の法的地位を論じることで「天皇」の意味を限定しようとする。日本国憲法が「天皇（伝統的象徴性を帯びた存在）」を「象徴」という法的地位に法定したという点に注目する。これは、①の「天皇」自身の象徴作用ではなく、現象としての「象徴」を分析の出発に置く解釈である。

第二の方向性においては、現象における象徴の指示作用、すなわち、「象徴」とは目印にすぎないという理解に解釈の力点が置かれる。この方向性においては、第1条が「天皇」を「象徴」と位置づけたという法的な意味づけ作用（言い換えれば法による象徴の創設）が強調される。この「象徴」に対する意味づけ作用に注目することにより「天皇」の意味を制限的に解釈する方向性が導かれる。

これは、象徴という現象を前提に、かつて現人神として存在した天皇に備わる強力な象徴機能を踏まえた上で、その機能に備わる文化的・歴史的文脈が新たに意味づけされた「象徴」の解釈に流入することを回避しようとするものであった。

「象徴」を新たな法的地位であると捉え、その地位に「天皇」を位置づけたと理解する1条解釈の方向性からは、第1条の制限規範としての性格が強調され、その意味づけを限定的に解釈すべきとする。これにより、新たな「象徴＝天皇」が創設されたとする創設説が導き出される。これは特に、「象徴」解釈における「引き算的思考」の流入を回避する論理として優れた解釈といえる。

以上、「天皇＝象徴」⇒「日本国民統合」と図式化できる第1条の条文の構造において、「天皇＝象徴」の関係に焦点を定めた解釈の方向性を確認した。

象徴という現象を正確に理解すれば、第1条の「象徴」が本来は係わりのない二つのものを関連づける法的記号であり、「天皇」自身に備わる特殊な伝統的・歴史的な文脈を表すものとしてではなく、まったく別のものを指し示す目印や記号として法定されたも

17 この点を踏まえ宮沢は、天皇条項について、鳩が平和の象徴であることを例に挙げ（宮沢・前掲注（1）50頁）、立法者の意思で象徴するものと象徴されるものを法定する規範性を有することを強調している。そして、宮沢はその例示において、相互連関に作用する象徴関係の憲法解釈としては、鳩の生態を分析することで平和の概念が確定するのではなく、抽象的な平和概念を鳩という記号に結び付けるという構造を基礎法である憲法が規定したという点に力点が置かれるべきことを、既に示唆していたのである。

のであることが確認できる。しかし、天皇条項解釈におけるいずれの方向性においても、その分析の焦点は「天皇」に備わる象徴作用にあり、「象徴」の法的地位がいかなる性質をもつものであるのかが示されただけであって、その指示対象である「日本国民統合」の分析にまでは及んでいない。結局のところ「日本国民統合」の意味内容は「天皇」に備わる象徴作用によって浸食される余地が残されたままとなり、それによって、「日本国民統合」の内容が説明されるものであると位置づけるものが非常に多く、その解釈における「引き算的思考」の回避は容易ではなかった。そこで、次に、「日本国民統合」の解釈に流入する「引き算的思考」を整理する。

1-3 解釈における「引き算的思考」と天皇の連続性

象徴という現象を前提に、「天皇＝象徴」⇒「日本国民統合」と図式化できる第1条の解釈の二つの方向性から、「引き算的思考」へと陥りやすい宣言説の方向性と、その回避を意識する創設説の方向性を確認した。しかし、創設説を強調することで「引き算的思考」の排除が可能であるとしても、実際に「日本国民統合」の意味を解釈する場面となると、「引き算的思考」の流入を排除することは非常に困難なものとなる。というのも、第1条により、新たに創設された制度と意味づけされた「象徴」に、結局、昭和天皇という現実に連続した文脈を備えた存在（例えば、神勅に基づく象徴作用をすでに備えた政治的存在）が置かれたことで、「象徴」の解釈における第二の方向性を強調しようとしても、それは結局、日本国憲法の第1条が神勅主義を象徴する現人神であった存在（それ自体が天皇主権・君主制を指し示す記号として機能する存在）を「日本国民統合」を指し示す「象徴」として存置することを国家の基礎法に規定したと解釈することが可能となるからである。したがって、文化的・歴史的背景に基づく現実的な天皇存在の政治的象徴作用を踏まえ、第1条が定めた「天皇＝象徴」の条項を新たな創設規定であると厳格に理解するためには、現実の天皇存在に備わった象徴作用の中から、抽象的に大日本帝国憲法時代の天皇を連想させる指示内容、つまり「国体」だけを差し引き、その上で何が法定されたのかを確認する必要性が生じるからである。

このように、「天皇＝象徴」に焦点を定めて第1条の解釈を行おうとする場合、現実的な天皇存在の政治的象徴作用によって、象徴と指示対象との関係に基づく指示対象の中身ではなく、「天皇＝象徴」それ自体に基づく象徴作用によって、「日本国民統合」の意味を読み解くこととなり、結局、「引き算的思考」と陥り、その回避は容易ではなくなるのである。

もっとも、日本国憲法が誕生したとき実際に人々の前に現れた天皇（象徴）が大日本

帝国憲法時代のすべてを象徴する存在であったことに疑いはない。これは、神勅神話という物語を想像させることによって近代の国民国家を創造しようとした大日本帝国憲法が、神話を体現する現人神を大日本帝国憲法時代のすべてを指し示す超越的存在と位置づけ、その神話に基づく文化的・歴史的慣習が法規範と一体をなし、ある種の法慣習（例えば、教育勅語や国体の本義など）を生み、それが人々の心の中に浸透し、人々の心の慣習が国家的に醸成されてきた歴史により明らかである¹⁸。このような「市民宗教」とも呼ぶべき¹⁹、心における慣習化（文化的・歴史的・政治的意味づけ作用）を踏まえれば、天皇を目にする人々が、仮にそれが実物でなくても、直感的に神勅の神話を想起し、反射的に大日本帝国憲法時代における国家体制のすべてを連想し、大日本帝国憲法の下で醸成された政治的な信条や価値観といった抽象的な感覚を想起し、そして、それ

18 大日本帝国憲法の時代において、国家の概念は統治権の所在とその行動形式とによって定まるものとされ、国家の体制について統治権の所在の形態を「国体」と呼び、統治権の行動形式を「政体」と呼ぶ「国体」と「政体」に区別する理解が通説であった。大日本帝国は「君主国体」であり「立憲政体」であるとされ、統治権の所在について国民が確信を有するところに「国体」の基礎があり、国民の確信は歴史の結果に基づいて生じると理解するものが通説であった。穂積八束『憲法提要』増訂改版（有斐閣、1918）71頁、上杉楨吉『帝国憲法綱領』増訂改版（有斐閣、1918年）参照。これに対し、統治権の主体は国家であるとして「国体」には区別が無く「政体」にだけ区別があるとし、通常、「国体」と論じられているものは、国家機関の組織の問題であって「政体」の問題であるとする美濃部説があった。

19 「市民宗教」とはアメリカの宗教社会学者 Robert N. Bellah が示したもので、合衆国の歴史を貫く共通の価値観、すなわち特定の Symbol や儀礼の中に見られる「抽象的な宗教」を分析するたたき台として導入された概念である。Robert N. Bellah, *Civil Religion in America*, 96.W1 Daedalus 1 (1967), ロバート・N・ベラー（河合秀和訳）「アメリカの市民宗教」『社会改革と宗教倫理』（未来社、1973）、Robert N. Bellah, *The Broken Covenant*, (Univ. of Chicago Press, 1975) ロバート・N・ベラー（松本滋・中川徹子訳）『新装版 破られた契約—アメリカ市民思想の伝統と試練』（未来社、1998）、*Habits of The Heart* (Univ. of California Press, 1985), ロバート・N・ベラー（島蘭進・中村圭志訳）『心の慣習アメリカ個人主義のゆくえ』（みすず書房、1991）などで論じられている。Bellah は合衆国には国民としての自覚や国家の歴史的存在について道徳的凝集力を発揮する宗教的次元が存在しており、歴史を貫く共通の価値観を顕在化する国旗や忠誠の誓いといった伝統的法文化によって構成された文化的表象の中に「抽象的な宗教」が存在しているとする。そして、この「抽象的な宗教」を「市民宗教」と呼ぶ。近年、この「市民宗教」の語は多くの論者に用いられ多義的となっている。そこで、本稿は Bellah の用法をふまえ、「市民宗教」概念において最も中立的定義であるとする Ellis M. West の示した、「市民宗教とは、ある国の社会が持つ意味や目的を説明するところの信条や態度の集合体をさす。そしてこの概念は、その社会の構成員が保持することで、普遍化された儀式や神話、Symbol（象徴）によって喚起されるような超越的かつ精神的な実体の解明において用いられる」とする定義に基づく。この West の定義は、国家を表象する Symbol（象徴）の意味や目的の変遷を憲法に引き付けて分析するうえで有効な定義であるとする。Ellis M. West, *A Proposed Neutral Definition of Civil Religion*, *Journal of Church and State* 22 (1980) at 39.

を唯一具体的に体現し得ている存在こそが天皇であると信じて疑わないという現実があるとすると理解へと帰着したとしても不思議はなく、新たに誕生した日本国憲法の第1条に掲げられた「天皇」を目にする人々が、それ以前の時代へと遡って日本的なるものすべてを象徴していると理解するとしても、それは避けがたい「市民宗教」であったと理解することができる²⁰。このように現人神＝大日本帝国という「市民宗教」が存在する中で、「日本国民統合」を「天皇」が指し示すという象徴現象を解釈する場合には、「引き算的思考」を排除することは極めて困難となる。この「市民宗教」によって、「天皇」に具体化されたものが「日本国民統合」を意味するものであるとの解釈を導こうとすれば、それは、無意識的であれ、現実的な天皇に備わる象徴作用による物語に基づく解釈であり、結局のところ、天皇の現実的な連続性を前提とする「国体」観に基づき、「日本国民統合」の意味内容を構成する解釈に通じてしまうのである。

以上、「天皇＝象徴」の関係に焦点を定めた解釈から、「日本国民統合」を読み解こうとする場合には、「引き算的思考」の回避が困難であることが確認された。そして、それが、ひとえに「天皇」自身に備わる象徴作用に由来するものであることが確認された。しかしながら、日本国憲法第1条の法的意味（国民主権原理）からは、特に、制限規範としての憲法解釈が求められ、「日本国民統合」の意味内容を解釈する場合にも、「引き算的思考」を回避することが要請されるものだと考えられる。それゆえ、「象徴」が指し示す「日本国」・「日本国民統合」が何を意味しているのかを解釈する場合には、「国体」観が解釈に流入することを回避することに特に力点が置かれる。つまり、「日本国民統合」の意味内容を「天皇」が「象徴」するという現象を解釈する場合には、「日本国民統合」の意味内容を「天皇」に備わる文化的・歴史的背景に基づいて意味づけしてはいないという点に慎重にならねばならない。これは、分析視点を「象徴」から、その指示対象である「日本国民統合」へと移行することを意味する。そして、そのためには、あえて天皇という分析対象から焦点をずらし、指示対象である「日本国民統合」それ自体の意味を解釈することが必要となる。そして、「日本国民統合」の意味内容を確認するためには、日本国憲法の基本原理に基づく憲法解釈によって、具体的な国家の目

20 明治の初期より日本に滞在していた語学者チェンバレンは、天皇に対する心情を「天皇崇拜および日本崇拜〔忠君愛国教〕は、その日本の新しき宗教であって、もちろん突発的に発生した現象である。……この宗教においては、古来の思想はふるいにかけて選り分けられ、変更され、新たに調査されて、新しき効用に向けられ、重力の中心を新たにしたからである（チェンバレン・高梨健吉訳『日本事物誌』（平凡社、1969）87頁）」と指摘しており、新しき宗教ともとれる天皇崇拜に基づき、精神的にも倫理的にも慣習化された「天皇」理解が国民感情にある「国体」観念の中核を形成していたのである。

的を導き出すことが必要となる。この分析においては、「象徴」の法的機能に焦点を定めた1条解釈における場合よりもさらに強く第1条を新国家の創設規定であると解釈することが求められ、「日本国」・「日本国民統合」の意味内容は、日本国憲法の明文規定の範囲に基づく限定的なものとして捉え導き出す必要があるのである。

2 「日本国民統合」の「統合」の解釈

2-1 国家の意味解釈における立憲主義の要請

日本国憲法第1条の「象徴」が指し示そうとしている抽象的な「日本国」・「日本国民統合」という概念が、一体、何を意味するものであるかを解釈する上では、先ず、国家の概念を整理しておく必要がある。国家と名付けられた概念は多義のもので、それを一言で語ることは困難である。例えば、日本の歴史を紐解く場合には、多くのものが縄文時代まで遡り日本という国家の成り立ちを理解しようとする。その様な歴史的・文化的背景に依拠し、日本国と呼ばれてきた共同体の存立を想像すれば、その共同体が2673年前から存続してきたものであるということもできる。このように多義的に想像される国家であるが、その捉え方は歴史的によるか社会学的・政治学的によるのか、それとも法学的に捉えるのかによって、その解釈は大きく変わってくる²¹。

憲法学にとって重要なことは、国家とは法によって統一され秩序づけられたという法学的な理解である。したがって、国家の法的本質をどのように捉えるのかが憲法学の問題となる。そして、この法的本質を読み解くためには、いかにして国が生み出されたのかという手続的側面に基づく考察だけではなく、「誰が何のために？」といった、国家の建設目的に焦点を定めた分析が必要となる²²。

21 代表的な国家観をあげれば、ギリシャのソフィスト派が唱えた国家を強者による実力支配の状態と捉える実力説、国家の倫理的要素に基づく最高の実現形態を国家と捉える倫理説、そして、国家を自然界の生物になぞらえて生命をもつ有機体と捉える有機体説と多様である。また、国家の多義性については分野を問わず多くの論者が指摘してきたことであるが、この多義性の古典的論及に頼山政道『政治学の任務と対象』（巖松堂書店、1925）169-237頁がある。

22 法学的国家論としては権利客体説・権利主体説・法関係性説・法秩序説がある。「日本国民統合」の解釈において重要なことは国家とは法によって統一され秩序づけられたという理解であり、国家の法的本質をどのように捉えるのかということである。そして、国家の法的本質は国家の基礎法である憲法の内容と憲法の存立の基礎の2要素を分析することによって可能となる。この分析が憲法解釈の出発点となるのである。美濃部達吉『法の本質』（日本評論社、1951）7頁。

一般に、特定の地域及びその住民を対象に排他的な支配権を行使する権力機構をもった政治的な社会を国家と位置づけるならば、その政治的社会が国民の一体性を原理として建設された場合に、それを国民国家であると位置づけることができる。そして、この国民国家を創設する際に、重要な要の一つとなるものに想像モデルの共有があげられる²³。そして、想像モデルという抽象的な国家像を想像させ、その共有へと人々を導く際の手助けとなるものに物語（神話）がある。

例えば、大日本帝国憲法の下では、この物語に天孫降臨の神話を用い、共通の神話を共有する共同体を想像すること、そしてそれを相互に想像し合えるという国民性モデル（物語）を共有することで神勅主義に基づく国民国家を立ち上げた。そして、拡散する人々の想像を一方向へと導くために現人神天皇は神話を目に見える形で現す存在であると位置づけられた。この神話と一体をなす統治者が天皇であることが国家の基本原理として大日本帝国憲法に規定されていたのである。これに対し、日本国憲法の下では、新たな国民国家を創造するために立ち上げられた新たな物語として自由主義・個人主義・国民主権といった原理が掲げられている。そして、国民主権原理に基づく国家においては自由主義や個人主義といった抽象的な原理を目に見える形で表し、また拡散する発想をひとつところへ集約し、自由なる国家モデルの想像を共有する共同体の存立の礎としての働きを憲法に期待している（近代立憲主義）。したがって、「日本国民統合」を解釈する場合においては、日本国憲法が掲げる想像モデルが、一体、何であり、いかなる原理の共有に基づき社会を維持しようとするものであるのかを条文から読み解かなければならない。そして、今日、それをなすには、第1条を新国家の創設的規定と捉えた解釈を展開しなければならない。

歴史的事実に基づき、日本国憲法の解釈学に迫られた政治的要請を考慮すれば、新国家＝日本国憲法の正当性を論じる解釈を示す必要のあった制定当時において、新憲法と大日本帝国憲法の法的連続性と憲法改正限界の整合性を意識した憲法解釈を導き出すことは国体護持の名のもとに掲げられた当時の至上命題であり、新たな国民国家を想像し

23 ベネディクト・アンダーソンは、国民国家とは言語によって想像された共同体の一種の形態であるとし、「国民」を「イメージとして心に描かれた想像の政治共同体である」とし、国民国家を想像の共同体と位置づける。そして共有されてきた想像モデル（＝想像の共同体としての国民像）が人々の心の中でどのように醸成されてきたのかを論じる。ベネディクト・アンダーソン（白石隆・白石さや訳）『定本想像の共同体』（書籍工房早山、2007）77-87頁、237-250頁。この想像モデルに引き付けて考えてみると、ヘーゲルは制度への信頼のもとに導かれる政治的心情を愛国心という言葉で、ハーバマスは民主主義制度が保障する制度の共有を憲法パトリオティズムという言葉で表し、想像モデルを共有する共同体への自発的な係り合いを論じている。

ていくうえで、極めて政治性の高い時代の要請であったといえる²⁴。それゆえ、日本国憲法の正当性を導き出す解釈において、「引き算的思考」が流入したことは避けようのない政治的要請であったと推察される²⁵。

しかしながら、至上のものとして掲げられてきた国体護持という価値観に一定の客観性を持つことが可能となった現在において、憲法解釈に当時におけるものと同様の政治的配慮が要求されることはなく、「日本国民統合」における日本国と大日本帝国との連続性を強固に維持する解釈を導く必要は全くない。それでは、大日本帝国憲法の基本原理を完全に否定している日本国憲法第1条の「日本国」・「日本国民統合」を改めて解釈するとすれば、それはどのような意味を有するものとなるのであろうか。この解釈の前提となるのが、憲法解釈における国家の位置づけと立憲主義に基づく憲法理解である。

憲法学の場合、これまで多くの論者が、領土と人と権力を国家概念の三要素と捉え、「一定の限定された地域（領土）を基礎として、その地域に定住する人間が、強制力をもつ統治権の下に法的に組織されるようになった社会」を国家と呼んできた²⁶。しかし、

24 大日本帝国憲法に基づく神権主義・天皇主権国家から日本国憲法が掲げる国民主権国家へと国家の基本原理を変更することは、憲法の改正限界を超えた新憲法の制定を意味し、事実上の国家の断絶を意味するものであった。つまり、国体の変革である。事実上の国体の変革を意味する日本憲法に法的根拠を与えるものとして導き出されたものが八月革命説（1946年発表）であった。とはいえ、八月革命説がポツダム宣言による国体変革と整合する新憲法生誕の法理を導くものであったこと（宮沢俊義『憲法の原理』（岩波書店、1967）参照）を考えれば、両者の法的連続性は確保されねばならず、解釈における「引き算的思考」を回避することは容易ではなかったといえる。

25 日本国憲法の制定過程において国体護持は至上命題であった。例えば、その淵源をポツダム宣言の受託にたどれば、戦争終結を公式に表明した、天皇の大権に基づくポツダム宣言受諾に関する勅旨を国民に宣布した文書（1945（昭和20）年8月14日発布）「朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ……宜シク挙国一家子孫相伝ヘ確ク神州ノ不滅ヲ信シ……国体ノ精華ヲ発揚シ……爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ」にあり、また、その勅書の放送（14日録音15日正午ラジオ放送）（いわゆる玉音放送）にあるといる。これに関連し、いわゆるスティムソン文書は「現在、日本は天皇に対してほとんど狂信的な崇拜をささげているから、日本人の現在の態度が続く限り、外部から天皇制を廃止しようとしても恐らく効果がないであろう。……連合国が天皇制の復活を阻止しようとするならば、無制限に占領しなければならぬことになるだろう」と、政府の重要課題が国体護持にあることをトルーマンへの警告として指摘していた。当時の新聞紙面も終戦直後の世論が国体護持を至上命題としていたことを伝えており、国体護持と新憲法の制定が一体としてなされることが要請されていたことが窺える。佐藤達夫『日本国憲法成立史第1巻』（有斐閣、1962）17頁、463～480頁。

26 芦部・前掲注(14) 3頁。三要素を国家の構成要素と位置づけ法的行為の地域的・人的・権力的範囲をさだめその行為の帰属する主体を国家と捉える純粋法学においては国家は法秩序そのものということになる。国家のこの三要素に基づく説明は、美濃部達吉『憲法撮要（改訂5版）』（有斐閣、復刻版、1999）12頁に詳しく説明されており、今日の憲法学でもほとんどそのまま継承されている。

この国家の三要素が国家建設の目的を明示しているわけではない。この形式的な要素（国土の風土や土地に住まう人の風俗など）だけを分析対象とするのではなく、条文から読み解くことのできる日本国憲法における基本原理の内容と基本原理の存立の基礎を分析対象とする必要があるのである。

例えば、三要素を手掛かりに国家の存立の基礎を考察するならば、その原理的基礎は、1960年の「植民地独立付与宣言」²⁷、そして、それを踏まえた国際人権規約A・B規約に確認された自決の権利に基づく国家創設を意味するものと解される²⁸。すなわち、抑圧からの解放、個人の尊厳、自由主義といった人類普遍の原理を保障するという共同の目的をもった人間集団を形成する際に、それを基礎づける根本規範を創設し、それを憲法と呼び、それによって国家権力を基礎づけ制限しようとする立憲主義（constitutionalism）に基づく理解である²⁹。すなわち、1776年のアメリカ独立宣言や1789年のフランス人権宣言が明確に確認したように、自由な国民による社会契約によって組織された国家と、社会契約の契約書と呼ぶべき立憲的憲法の下では、人は生まれながらに自由・平等であり、人は国家の存立以前に生来の権利（自然権）を持ち、その自然権を確実なものとするために政府を樹立し、立法・行政・司法といった国家権力を監

27 1960年12月14日、国際連合の総会において決議1514第15項として可決された宣言である。これは、1948年12月10日の決議217第A（III）項として可決された「世界人権宣言」を踏まえ、自決を成し遂げたいと願う地域の人々の抱負と国連憲章の原則の適用が非常に遅滞しているとの国際社会の認識に立ち、宣言がなされたものである。宣言の付帯条項では、「単独での主権独立国家」「独立国家との自由な連合」「独立国家への統合」の三種類をもって合法的な自治権の達成と定義しており、2項「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的地位及び文化的発展を自由に追求する」、7項「すべての国家は、平等、あらゆる国家の国内問題への不干渉、並びにすべての人民の主権的権利及び領土保全の尊重を基礎とする。国際連合憲章、世界人権宣言、及び本宣言の諸条項を誠実かつ厳格に遵守する」との文言に三要素に基づく国家観が示されている。

28 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（決議2200（XXI）A、通称A規約）」は、1966年12月16日の国際連合総会で自由権規約（B規約）とともに採択された。その第一条は、「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する」としている。自決とは他者の支配の排除を意味し、自由を意味する。日本は、1978（昭和53）年5月30日に署名、1979年6月21日に批准書を寄託し、同年8月4日、社会権規約は条約第6号、自由権規約は条約第7号として公布され、1979年（昭和54）9月21日に発効している。

29 立憲主義が掲げる基本原理のもつ基底的な意義と課題について、例えば井上達夫編『岩波講座 憲法1 立憲主義の哲学的問題地平』（岩波書店、2007）、憲法理論研究会編『立憲主義とデモクラシー』（敬文堂、2001）を参照。

視し、制限する制限規範として憲法が生み出されたという理解である³⁰。

つまり、憲法という社会契約の契約書に掲げられた基本原理、言い換えれば、国家建設の目的は自然権思想を前提に理解されるものとなる。したがって、本稿の分析対象となる国家の本質的な要素は、「すなわち国民、国家目的、国家権力および領土である。かくしてわれわれは定義できる。国家とは、一定の地域に定住した人々によって構成された、そして最高の支配権力を備えた共同体であって、その共同善の全面的な充足を目的とするものである」となり³¹、国家は国家目的を核に持つ法的存在となる。そして、分析対象となる共同善の充足という目的は、宗教や道徳によって理解されるものではなく、法目的として国家の基礎法である憲法の解釈によって理解されるべきものとなる。

日本国憲法の文言にしたがえば³²、新しい国家を創造する際の大きな目的が、立憲主義的、社会契約說的、自然権思想的理解に基づく授権・制限規範としての日本国憲法を共有する共同体であることを述べている³³。すなわち人類普遍の原理に基づく国家の建設である。したがって、「日本国民統合」の解釈においては日本国憲法の基本原理と直接に結びつく解釈が示されなければならない。この場合、最も重要となる原理が国民主

30 ジョン・ロックは、国家の存立以前に人間が本性上もっている権利の自由なる自然状態を「人それぞれが、他人の許可を求めたり、他人の意思に依存したりすることなく、自然法の範囲内で、自分の行動を律し、自らが適当と思うままに自分の所有物や自分の身体を処理することができる完全に自由な状態である」と、自由なる状態とは自然法における自己の生存という理性にあるとし、放縦の状態となるものではないとしている。ジョン・ロック（加藤節訳）『統治二論』（岩波書店、2010）296頁。

31 ヨハネス・メスナー（水波明・栗城壽夫・野尻武雄共訳）『自然法』（創文社、1995）763頁。

32 日本国憲法の基本原理は一般に国民主権主義・基本的人権尊重主義・平和主義であるといわれ、講学上、三大原理などとも称されるが、それらを憲法が三大原理と規定しているわけではない。したがって、日本国憲法の基本原理を考える場合には「……何より、民主主義をその指導原理とする。内においては民主政治を確立し、外に向かっては平和国家を建設することが、その根本の狙いである。……かような根本原理を実現するために、……採用した基本原理としては、(1)個人尊厳、(2)国民主権、(3)社会国家、および(4)平和国家をあげることができる（宮沢俊義『憲法（改訂版）』（有斐閣1962年）68頁）」し、「国家統治の基本原理が、国民主権主義、基本的人権尊重主義、永久平和主義であるとして、国民主権は、民主主義的原理であり、基本的人権は、自由主義・平等主義・福祉主義などにもとづく、……そうして、これらの原理は、理論的成立の段階においても、歴史的実現の順序においても、互いに密接な関連をもっており、制度として実現されるときにも、相交わり、相重なっていることもある（清宮四郎『憲法Ⅰ』（有斐閣、第3版、1979）37頁）」と説明することもできるのである。

33 前文は、主権者である国民が憲法を制定したこと、そして、その目的が、自由主義・平和主義に基づく固有の権利の保全された共同体の建設にあることを示している。それは、例えば、ロックが国家建設の目的を「人が、政治的共同体へと結合し、自らを統治の下に置く大きな、そして主たる目的は、固有権の保全ということにある（ジョン・ロック・前掲注29・442頁）」と説明するときと同じなのである。そして、ロックが、ここで、固有権という一般名辞で呼んでいるものが、自然状態における生命、自由、資産における完全な自由の状態である。それはまた完全な平等の状態でもあるのである。これは、日本国憲法が基本的人権と呼んでいるものである。

権の原理なのである。

2-2 「日本国民統合」の解釈に力点を定める視座の設定

日本国憲法第1条は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」と規定するが、憲法の存立目的に基づき解釈する場合に、この「日本国」および「日本国民統合」はどのような意味を有するものとなるのであろうか。憲法が国家の基礎法であることを踏まえれば、「日本国 (the state)」とは、権力機構を備えるに至った政治機構の法的名称であると理解することができる。次に、「日本国」と名づけられた政治機構は、いかなる目的のもとに組織されるに至ったのかが問題となるが、これは「日本国民統合 (the unity of the people)」の解釈に通じる。というのも、国民国家という法的組織は国民の一体性を原理とすることで成立した社会であると理解することができるからである。

人間が集まり共同生活を営む場合、その人間同士の関係は一つの輪郭を持つ総体として現れる。その総体を社会と呼ぶなら、国家とは、まさに、その社会における一つの形態と位置づけられる。人間が社会的な動物である以上、社会あるところに法ありのごとく、様々な価値観を有する人間が一か所に集合し、集団を形成する。その場合、そこに集う人々は一定の目的のもとに契約を交わし、自らの社会を形成する。そして、共同の目的のために形成された社会を保全するための国家を建設する。これが、国民国家と理解されるものである。この意味で、「日本国民統合」と「日本国」が共に共通の法目的（日本国憲法の基本原理）のもとに形成されたものであることに変わりはなく同義とすることに特に問題はない。そこで、以下、「日本国」と「日本国民統合」が共通の目的をもつものとしたうえで、解釈すべきポイントを「日本国民統合」の目的に絞り論を進める。

2-3 「日本国民統合」の解釈と「統合」モデルが共有する共同体の目的

日本国憲法第1条の「日本国民統合」の解釈においては、先ず「日本国民」が誰であるのかという点から考察すべきであろう。「日本国民統合」の「日本国民」とは、第1条の「主権の存する日本国民の総意に基く」の「日本国民 (people)」と同様に前文の「日本国民」と同義であると解され、「主権者」を意味するものと位置づけられる³⁴。と

34 第1条の「主権」概念は天皇主権を否定する国民主権の果たすべき役割を捉えようとする場合に大きな意味を持つ（樋口陽一『憲法』（創文社、1992）125頁）。例えば、国の行く末を最終的に決定する権限を有するものとして正当性の契機を強調する立場（宮沢・前掲注（1）53頁）、憲法制定権力者としての権力性の契機を強調する立場（杉原泰雄『憲法Ⅰ』（有斐閣、1987）195頁）、正当性と権力性の両方の契機の存在を認める立場（芦部信喜『憲法Ⅰ』（有斐閣、1992）243頁）などがある。しかし、本稿では主権論争には立ち入らない。

はいえ、主権を手にする者の範囲という点において国籍の問題や投票権の問題が浮上するが³⁵、立憲主義、その背景にある社会契約説、そして、正当な選挙による民主制度を前提とする国民主権・立憲主義の原理を踏まえ、新国家を建設したという創設説に立てば、憲法制定権力者として存在する個々の人間存在を想定し「日本国民」を解釈すべきであり、国家建設という社会契約の契約主として国家の権力に正当性を与える主権者の意を含むものとして位置づけるべきであろう³⁶。

次に、「統合」の意味である。日本国憲法の英訳では the unity となっており、統一性・統一体、一致、調和、団結、といった語意が含まれていると考えられる。本来「統合」は、「二つ以上のものを一つに統べ合わせる」ことを意味し、バラバラにあるものを何らかの仕方一つの状態にまとめ合わせ単一のものとして捉えることを意味する。そうすると、「日本国民」の「統合」とは、バラバラの人格のもとに存在する諸個人を「国民」という概念装置を共有することで単一のものとして語ることを可能とする状態を指すこととなる。これは、例えば「国民の権利」という共通標識によって諸個人の自

35 この点で、国の行く末を最終的に決定する権限を有する者、つまり国家の基礎法である憲法を制定することのできる権力を手にするものが主権者であるといえる。そして、憲法のもとにどのような政治体制、つまり、憲法によって制定された権力をどのような原理に従って構成すべきか、を問うた場合にナシオン（国民）主権とプープル（人民）主権の二つの論が生じる。日本国憲法第一条の「国民」（英訳ではpeople）の解釈においては、実定法に基づく国籍保有者を「国民=nation」と理解する原理が採用されたという理解を導くこともできるが、直接に国家権力を行使できるものを想定した場合には広い意味での選挙人すなわち people となる。もともと、GHQ 草案に記された people の訳語には「人民」があてられていたのだが人民主権＝「……『主権在任』と云ふと、人民を君主に対立させて主権が君主にはなく、君主に対立した人民にあると云ふ意味に解される」。すなわち、天皇を除外し、天皇と対立した意味での存在（people）を想起させる恐れがあるため、国体護持の観点から国家の構成員として天皇も含めた「国民」という日本語をあてたとされる。また当初の政府の憲法草案では「国民主権」ではなく「国民の至高の総意」であった。佐藤達夫・佐藤功補訂『日本国憲法成立史第3巻』（有斐閣、1994年）177～179頁、455～466頁。なお、people という言葉は「人民」「国民」「民族」などとも訳される多義的なものであり「集合的には人民（People）という名をもつが、個々には、主権に参加するものとしては市民（Citoyen）、国家の法律に服従するものとしては臣民（Sujets）とよばれる」ものである。しかし、これらの語はしばしば混同され一方が他方に誤用される。本稿では、「これらの用語が真に正確な意味で用いられるとき、それらを区別することを知っておけば十分である」とのルソーの言にしたがい国民の定義の異同を本稿の直接の論点とはせず多義的なものと捉え論を進めることとする。

36 本稿のように、国民主権に言う主権を憲法制定権力と言い換えてもよいとすれば、主権は権力的契機と重なり合う概念であると考えねばならない。そして、憲法制定権力の概念の本質に属するといわれる権力的契機が少なくとも主権と重なり合う概念であることを通して、憲法制定・改正が直接的な権力の行使という形式において実現されるものだと理解する。そして、その立憲行為が、国家権力を民主的に基礎づけ正当化する根拠となるものであると理解する。

由を単一的に論じることを意味する。したがって、個人が享有するバラバラな自由を、単一の概念となる「国民の権利」として捉えることを可能とする仕組み（国民主権・民主主義・個人の尊厳など）を指して、それを「統合」と呼んでいるものであることが導かれる。

したがって、「統合」とは日本国憲法の掲げる基本原理（国民主権など）・目的を実現し得る状態を生み出すことで主権者がまとまり、日本国憲法の基本原理を実現し得る状態を単一の社会として捉えることを意味する。これを言い換えれば、「日本国民」の「統合」とは日本国憲法に基づくまとまりということとなる。

そうすると、後は、「日本国民」の「統合」とは、国民がまとまっていることなのか、国家が国民をまとめることなのかの主述の関係を確認するだけである。これは、日本国憲法の前文が日本国民を主語としているのであることから、当然に日本国民が自らまとまる決断を下したとして捉え解釈を行うべきであろう。

したがって、「日本国民」の「統合」とは、多元・多様に存在するバラバラの個性を持つ主権者が、「国民」という法的地位（国民の権利による自由・平等・個人の尊厳の保障）のもとに結合し、共同体として統一・単一的に存在していると云う状態を主体的になしているという意味になる。とはいえ、この「統合」という用語にも政治的な意味づけ（国家主権）を可能とする文脈が存在しているので、極力、それを排除した読みが求められる。そこで、ここでは単に、バラバラに存在する個人が「国民」という想像モデルのもとにまとまっているということを「統合」として理解する。

バラバラに存在する個人の「統合」として「日本国民統合」を捉えるとしても、この「統合」という言葉の中に国民の一体性を原理とする国民国家建設の構想が組み込まれていることに疑いはない。そのため、国民国家の成立・維持を可能とするほどの強固な一体性（同一性）がその目的に含まれているとの解釈を導くことは可能である³⁷。しかし、その意を含むとしても、「統合」の解釈においては、自由主義、個人主義など日本国憲法に示された人類普遍の原理を前提としなければならないのであるから、仮に「統合」

37 「統合（unity）」の意味を社会的・政治的機能である統合作用（integration）によって理解しようとするれば、「それは『国家構造における異質的分子』（die disparaten Elemente im Staatsgefüge）を、統一にまで結合する」ことであり、「主体としての国民を統一にまで接合する」こととなる。このような統合作用（integration）は、例えば「ドイツ帝国の黒白赤三色旗とワイマール共和国の黒赤金三色旗とのように、忠誠の象徴の分裂と抗争を示しているところでは、その機能は一層明瞭」となるのである。鶴飼信成『憲法』（岩波書店、1956）265-266頁。したがって統合作用（integration）として第1条「統合」を理解する場合には必然的に忠誠を伴う単一化・同一化が想定されることとなる。

の持つ語感から「統合体>個人」という要素が連想されたとしても解釈においては考慮する必要はない。したがって、「日本国民統合」の語から国民が統合していなければならないとか、統合する必要があるとかいった統合を優先する法的要請が国民に対して求められているなどと解釈する必要はなく、さらに、道義的、倫理的に統合することが要請されていると解する必要もない。この点は、第99条の尊重擁護義務を国民が負わない点から明らかである。したがって、第1条の「統合」は憲法に基づくまとまりという社会契約における同意、同意に基づく総意という意味となる。

以上を踏まえて、「日本国民統合」の「統合」を整理すれば、それは、「主権の存する日本国民の総意に基く」社会契約を共有する共同体であることを意味し、それは、多元・多様に存在する主権者個々人の意思決定を一つに合わせる（矛盾と衝突を孕みながらも一つの方向性を導く）ことを可能とする制度、すなわち、国民主権、民主主義、個人主義に基づく社会契約国家の理想と具体的な仕組みを意味するという理解に至る。

そして、その目的は、他人を害しないすべてをなす自由に基づく、社会の建設にある。すなわち、憲法が示すがごとく、主権者相互の自由を最大限に保障する実質的な公平の原則にしたがうことで、自由であるが故にもたらされる自由相互の矛盾と衝突を調整する共同体の建設である。そして、この共同体の建設には、その自由ゆえにもたらされる誤謬を調整するために必要となる自由な思想の伝達・交換を実質的に保障する社会制度の建設が含まれている。すなわち、日本国憲法に基づく「統合」である。

この様に「日本国民統合」が、国民主権、自由主義、個人主義に基づく近代立憲国家を意味するものであること、そして、それを設立する社会契約を意味するものであることが読み解けた。さらに、第1条を創設規定とする解釈を加えれば、「日本国民統合」とは、自由を理解した主権者が新たな自由共同体（例えば、「思想の自由市場」に基づく自由な表現を可能とする社会など）を誕生させることに同意したことを意味しているという理解に落ち着く。そして、自由なる社会制度を共有する共同体という理解においては、「統合」とは、人々がバラバラでいつづけられる社会の保全に同意するという意味と、その社会を継続し維持することを権力に要求する（99条）ものであるということが強調される。

3 「日本国民統合」を再解釈することの意義

3-1 「日本国民統合」解釈における制限規範性

象徴現象における象徴と指示対象の関係に留意し、その指示対象に焦点を定めた第1条の再解釈によって、「日本国民統合」が主権の存する日本国民の総意に基く社会契約を意味し、多元に存在する主権者の意思決定を「国民の権利」という共通の概念のもとに調整することを可能とする社会制度と、誤謬を調整しうる自由なる思想伝達制度の建設を意味するものであることが導き出された。そして、それを指し示す新たに創設された記号が「日本国民統合」の「象徴」であることが確認できた。これは結局、バラバラにある主権者の価値観がせめぎ合っていたとしても、その共存は可能であり、一つの方向性（例えば、自由主義・個人主義）を示しうる環境を前提に、いわば、「思想の自由市場」の理念に人々が同意することで、人々がまとまっているという、自由な表現に基礎づけられた自由社会の実現という近代立憲主義の基本理念を「象徴」が指し示しているという規範を確認する作業であった³⁸。そして、今、「日本国民統合」の意味が「バラバラでよい自由な表現社会」を意味するものであると確認することには重要な意味がある。なぜなら日本国憲法が制定されて、凡そ70年が過ぎようとする今日においても、「象徴」が指し示すものとして導き出された想像モデルの中には、日本国憲法の制定過程において論じられた国体護持論争に起因するモデルが残存している現実があるからである。つまり、「国民統合」を想像する場合の想像モデルの中には、「統合」の語感を經由して、大日本帝国憲法時代に形成された「国体」観に基づく国民国家モデルが流入・残存しているのである。そこで、以下、「統合」に流入した国体観の一例を考察する³⁹。

38 立憲主義の基礎理念を問い直す丁寧な作業に、例えば、愛敬浩二「社会契約は立憲主義にとってなお生ける理念か」『岩波講座 憲法1』(岩波書店2007年)31頁や、長谷部恭男『比較不能な価値の迷路 リベラル・デモクラシーの憲法理論』(東京大学出版会, 2000)などがある。

39 議会における国体論争を契機に生じた国民主権と国民統合の整合性における国体論争に、佐々木・和辻論争と尾高・宮沢論争がある。佐々木惣一『憲法学論文選(2)』(有斐閣, 1957), 和辻哲郎『和辻哲郎全集(14)』(岩波書店, 1990), 尾高朝雄『国民主権と天皇制』(青林書房, 1954), 宮沢俊義『憲法の原理』(岩波書店, 1967)参照。国体論争については稿を改めて考察の機会を持ちたい。

3-2 「日本国民統合」と「伝統・文化・歴史」により想像される「国体」

日本国憲法のもとに創設された「日本国民統合」が自由なる社会制度の建設に同意するまとまりを意味し、相互の矛盾と衝突を孕んだ自由なる表現社会における協和と、それのもたらす恵沢を手にするのできる社会制度を維持することで同意したまとまりを意味するものであることが確認された。そして、これらの法制度（法治システム）によって自由主義や個人主義に基づく自由なる想像モデルを共有する共同体を継続することを想起させる象徴作用を備えた目印・記号として位置づけられたものが「天皇＝象徴」であったことが読み解けた。つまり、「日本国民統合」とは日本国憲法（国民主権）に基づくまとまりを意味し、その原理を尊重し擁護しつづけることで実現する主権者の自由なる社会状態が、記号である「天皇＝象徴」によって喚起されるだろうと日本国憲法は定めたのである。

しかし、日本国憲法の「日本国民統合」＝「天皇＝象徴」の指示作用が、上述の様な内容を意味する記号として意味づけられ、その様な記号として機能してきたのかというと、決して、そうとは言い切れない。むしろ、「日本国民統合」の語は、日本国憲法の基本原理とは異なる意味内容を有するものとして意味づけられてきたといえる。

日本国憲法の「日本国民統合」の解釈に大きな影響を与えてきたものとして、政府による意味づけが指摘できる。特に、日本国憲法の制定前夜の政府答弁の影響は大きい。その中でも「日本国民統合」に対する異なる意味づけの典型例として挙げられるものに、いわゆる「あこがれの中心」による国体護持の物語がある。

ポツダム宣言の受託により、不磨の大典の抜本的な改正を余儀なくされ、国体護持を困難としていた占領期、ときの政府は日本国憲法草案が審議されはじめたはやい段階から大日本帝国憲法の定める国家体制が変革せざるを得ないことを意識していた。憲法問題を担当していた金森徳次郎国務大臣は護持すべき「国体」とは、天皇をあこがれの中心とする国家体制のことであると、その点で大日本帝国憲法と日本国憲法との間に相違はなく、日本国憲法が新たに制定し、新たな国家が建設されたとしても、従来の「国体」が変わることはないという趣旨の説明をおこなった⁴⁰。この「あこがれの中心」論は、人々のあこがれの的とされている・されてきた天皇が存続している国家体制を指して「国体」と呼ぶ、精神的・倫理的「国体」理解に基づくもので、大日本帝国憲法における神勅天皇と日本国憲法の象徴天皇に、同一の人物が天皇として継続的に位置するこ

40 金森徳次郎『憲法遺言』（学陽書房、1959）。

ととなった事象を捉えて「国体」が護持されたとするものであった⁴¹。

この、天皇をあこがれの的とする人々の共同体という国体護持の物語は、日本国憲法の制定前夜から精力的に用いられることとなった。例えば、1946年2月16日の神奈川に始まる全国巡幸において各地の熱狂的国民に天皇が迎えられることで、「親しみのある民主天皇」を中心とする共同体の物語が人々の中へと浸透し⁴²、その様な反応は、天皇を中心とする「文化共同体」としての「国体」を想起させるものとして人々に映り⁴³、「われらの天皇」を「国民的結合の中心であり国民的精神の生きた象徴」として戴く国民の愛の物語が、形成されることとなったのである⁴⁴。また、1946年の6月末からはじまる制憲会議の政府答弁では、例えば「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」であるとする第1条の解釈を「天皇を見れば、国そのものを見る。又国民統合を見ると云うこと」であると説明し、「天皇の御身に依ってこそ日本国民の統合が表現し得られる……。天皇の御存在を離れては日本国民の統合は考えられませぬ。日本国民が支離滅裂せる烏合の衆にならないのは、天皇が自然と国民を中心的に惹きつける力、即ち求心力となって、いつも国民の中樞にあらせられるためであります」と説明するのである⁴⁵。

41 天皇をあこがれの中心とする国家体制を指して「国体」とする説は、もともと、天皇機関説を述べた美濃部達吉が、神勅天皇制主義に基づく神話による憲法解釈に対抗するために展開した実証主義的解釈に由来する。実証主義に基づく憲法解釈において、憲法や他の法律に規定されているわけではない「国体」という用語に法的意義を付与する解釈を導くことは困難であった。そのため、美濃部達吉は、「国体」とは「国の歴史的成果としての国家の理論的特質を意味する」とし「……国民が万世一系の天皇を国家の中心として奉戴し他国には類をみないほど尊崇忠誠の念を致し天皇は国民を子のごとくに慈しみたまひ君民一致挙国なお一家のごとくなることの事実を指す意味……（美濃部達吉 宮沢俊義増補『新憲法逐条解説』（日本評論社、1956）6頁）」と説明し、厳密な法律的用語としてではなく「国風」「国柄」といった意味でもちいていた。そして、天皇が統治権を総攬するという国家体制の意の「国体」という言葉は、日本国憲法の制定過程において、「厳密な学問的意味で使われることは少なく、しばしば大日本帝国憲法の下で天皇絶対主義・神権主義・軍国主義…等々を根拠づけるための美名として利用され（宮沢・前掲注（1）48頁）」、結果的に、倫理的・道徳的意味において天皇をあこがれの中心とする国家体制の意を「国体」と語る物語が紡がれたのである。佐藤達夫・佐藤功補訂『日本国憲法成立史第4巻』（有斐閣、1994）。

42 天皇をあこがれの中心とする国家体制において、天皇は神ではなくあこがれの的でなければならない。その一つの表れが、1946年の「国運振興の勅書（人間宣言）」であった。これを機に、民主的な天皇として国民の前に現れることとなった。

43 和辻哲郎『倫理学 中巻』（岩波書店、1942）458頁。横田・前掲注（6）・『憲法と天皇制』4248頁。

44 津田左右吉「建国の事情と萬世一系の思想」世界4号（岩波書店、1946）53頁。

45 清水伸編『逐条日本国憲法審議録第1巻 前文・天皇』（有斐閣、1962）468頁、1946年8月29日の貴族院本会議における金森徳次郎国務大臣の答弁、同年8月27日の貴族院本会議における幣原喜重郎大臣の答弁（519頁）。

これは、「天皇」に備わる象徴作用によって、「統合」の意味を規定するものである。この様な答弁の意図するところは、「統合」という語感から、日本国憲法の基本原理を静態的に表す「天皇＝象徴」の機能を越え、バラバラにある個人（の価値意識）を積極的に「天皇」の背景・文脈のもとに単一化しようとする統合作用（integration）にある。

以上のような政府による意味づけは、ほんの一例に過ぎないが、政府が、率先して国体護持を印象付けたことで、結果的に憲法の基本原理（国民主権）に基づく「統合」の理解ではなく、「天皇」に備わる文化的・伝統的背景に基づく政治的な統合作用を「統合」の意味であるとする理解が定着したのである。

その後も、天皇をあこがれの中心とする人々の共同体という物語（市民宗教）は日本国憲法が想定していた国事行為以外の公的行為を演出する政府機関によって強化されてきた。例えば、1947年6月23日の第一回国会開会式における勅語（1950年より「おことば」となる）より一貫して執り行われている「国会開会のおことば」や、政府主催による国民的記念式典（例えば、1952年5月2日より続く全国戦没者追悼式や、先ごろの1952年4月28日を記念する式典など）での「おことば」など、そして、儀式の開催における「おことば」を超えて、国民に対して直接に語りかけるという新たな形式による「おことば」など⁴⁶、「公的行為」が天皇の公務であるという認識は、今日、慣習化したといってもよい状況にあり、国民的儀式における要を務める存在として天皇が演出されている。その意味で、まさに、日本国憲法の規定する国事行為の中には、天皇の権威を高め、国事行為を行う権威ある存在として位置するものであるという認識を国民が共有することで統合した共同体であると思わせる「場」の設定がなされているのである⁴⁷。

46 東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことば（平成23年3月16日）において、天皇は「自衛隊、警察、消防、海上保安庁を始めとする国や地方自治体の人々、諸外国から救援のために来日した人々、国内の様々な救援組織に属する人々が、余震の続く危険な状況の中で、日夜救援活動を進めている努力に感謝し、その労を深くねぎらいたく思います」と述べ、直接的に功労をねぎらう言葉を発しているが、国民に対し直接的に語りかけるものは1946年の「国運振興の勅書（人間宣言）」以来のことであり、この点だけを見ても、これまでの「おことば」とは性質が異なるものであることが理解できる。

47 日本には「天皇＝象徴」を用いることで「日本国民統合」といった国家的理想を演出する「場」が設けられているといっても過言ではない状況がある。例えば、具体的な決定権は内閣にあるとしても、勲章等の栄転を授与する権能が天皇に認められ、榮譽の源泉を天皇としていることは天皇の権威を高めるために大きく寄与している。つまり、日本国憲法第6条、7条の規定する「国事行為は天皇が国民統合作用を果たす重要かつ十分な『場』を提供していることがわかる」である。横田耕一『『国民統合』と象徴天皇』世界670号（岩波書店、2000）81頁。さらに「問題は、限定的にしる、実際に天皇が政治的にきわめていろんな役割を果たしていることです。天皇が握手の手をさしのべただけで政治が動きます」とあるように、現実の天皇に備わる象徴作用の政治力・統合力は通常のsymbolとは比較できほどに強力なのである。横田耕一・神保哲生・宮台真司「天皇に人権はあるのか」『天皇と日本のナショナリズム』（春秋社、2006）133頁。

そして、この「場」を利用し、率先して政府が儀式を催すことで、憲法の基本原理とは異なる「統合」の意味づけがなされていたのである⁴⁸。

3-3 「日本国民統合」の解釈における「引き算的思考」の典型

文化的・伝統的・政治的背景によって想起された天皇をあこがれの中心とする物語は、現代においても語り継がれている。そして、それは、法律などの文化的事象を用いた政治的パフォーマンスを経由することで権威を増し、人々の心に浸透しつつある。例えば、新たな国民の祝日として1966年に制定された「建国記念の日」は、その趣旨を「建国をしのび、国を愛する心を養う」ことと規定しているが、この愛するべき国とは、「日本国民統合」を日本国憲法の原理に忠実に解釈するならば、それは、単純に自由主義であり個人主義であり民主権の共同体ということになる。そして、その共同体の建設に主体的に参加するという同意の共有を意味するものということになるが、この日を、その様に理解する（させる）蓋然性は極めて低い。というのも、国民がこぞって祝い、感謝し、又は記念する日であるとして政府が政令で定めた2月11日は、神武天皇の即位を祝う日とされていた旧「紀元節」と同日であったからである。そのため、この祝日は単に自由な個人の共同体を記念する日であることはできなくなり、実際には、神武天皇と結び付けられた共同体の継続を祝う日となっている。そして、建国を祝う式典に政府の要人が出席し、祝辞を述べるなどの政治的パフォーマンスを繰り返してきたことで、結局、「日本国民統合」の意味内容を異なる文脈において理解するよう国民に呼びかけることとなっていたのである。このような意味づけの結果が、例えば、政府が、2013年4月28日に、主権回復・国際社会復帰を記念する式典という「場」を設け、天皇皇后両陛下を仰ぎ奉ぜられた内閣総理大臣式辞において、亡き昭和天皇が残した和歌が詠まれ、そして、その式典の終了後には、「天皇陛下万歳」の唱和が起きるという事象へと繋がっていくのである。

48 象徴という現象を踏まえると、法文化によって支えられた文化的事象も一つの「象徴」として捉えることができる。この様な「憲法上の制度や目的、国家的な歴史的事件、祝日などがそれに数えられる」鶴飼信成『憲法』（岩波書店、1956）265頁。「『国旗および国歌に関する法律』が成立したが、『日の丸』『君が代』が象徴天皇制と関係して、学校教育の現場で、子どもたちに強制的に働く場合に、近代国家のガバメント・スピーチの限界の問題となる」のである。横田耕一「『日の丸』『君が代』と『天皇制』」法セミ541号（2000）63頁。また、天皇への不敬が問題となった「天皇コラージュ事件」も衝突事例であったと考えられる。横田耕一『憲法と天皇制』（岩波書店、1990）209頁。この事例つき、奥平康弘「福祉国家における表現の不自由—富山県立近代美術館」法時60巻2号（1988）75頁。

「日本国民統合」を文化的・伝統的・政治的天皇像によって意味づけようとする政治的パフォーマンスが繰り返される中、近年、自由民主党の日本国憲法改正草案が発表された。この改正案の前文は、日本国の「長い歴史と固有の文化」を強調し、その伝統国家の存続を守り継承するために国民が存在することを前提に天皇を戴く伝統国家へと回帰することを主張している⁴⁹。もっとも、自由民主党は結党以来一貫して自主憲法の制定を党是としており、今回発表されたいわゆる「押し付け憲法無効論」に基づく憲法改正案が特別に奇異なるものというわけではない。むしろ、その主張は一貫しているといえる⁵⁰。しかし、このような改正案の中に、「日本国民統合」の解釈における「引き算的思考」の典型を見出すことができるのである。すなわち、大日本帝国憲法時代の国家像はもちろん歴史的に存在した君主国家・封建国家などの存在・権能・慣行等を包括的に想定し、それをもとに国民国家・統合モデルを想像し、次いで、それらの中から国民主権と明らかに矛盾するものだけをその包括像から引き算し、その残余を「国民統合」に付与し、統合モデルを形成する思考方法である。これは、結局、国体護持論争における倫理的「国体」観である。

49 自由民主党は、サンフランシスコ平和条約発効（1952年（昭和27年）4月28日）から60周年となる2012年（平成24年）4月28日、いわゆる「主権を回復した日」に合わせて「日本国憲法改正草案24年4月27日（決定）」を発表した。その前文は、「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、……日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、……和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。……日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する」と、歴史性を強調し、いわゆる2673年の伝統国家の存立を草案に明文化している。

50 自民党の「日本国憲法改正草案Q&A」は、改正の根拠を「現行憲法は、連合国軍の占領下において、同司令部が指示した草案を基に、その了解の範囲において制定されたもので…日本国の主権が制限された中で制定された憲法には、国民の自由な意思が反映されていない」と、いわゆる「押し付け憲法無効論」を展開している。この淵源は日本国憲法の制定当初（昭和26-7年ごろになると憲法改正論が公然となされる）にまで遡る。この論が最も明確に論じられた年に1956年（昭和31年）がある。この年は、新しく制定された日本国憲法を検討し、関係諸問題を調査審議する憲法調査会を内閣に設置すると規定した法律、憲法調査会法が公布・施行された（1965年6月3日（昭和40年法律第116号）により廃止）年であった。この年、法学の世界では「憲法改正是か非か」が広く論じられ、現行憲法の無効を主張する説などが提唱された。例えば日本弁護士連合会は昭和29年から憲法調査研究委員会を立ち上げ各条の調査研究をおこなっていたが、1965年（昭和31年）の自由と正義7巻8号では改憲問題の特集が組まれ現行憲法の有効性が論じられ、神川彦松（国際政治学）「自主憲法の必要と方向」（49頁）や、井上孚麿（憲法学）「無効・復元・改正」（57頁）が、また、公法学会では、相原良一が「現行憲法の効力について」公法16号25頁で、「押し付け憲法無効論」を発表し、日本が自主性を欠いていた占領中に大日本帝国憲法の改正限界を超えた国民主権を連合国軍の不当な威圧の下に押し付けた日本国憲法は、その制定過程の内容に鑑み、「無効」であり、大日本帝国憲法を「復活」させ、大日本帝国憲法の原理にしたがった73条改正をやり直すべきとする論文を発表していた。

この様に、今、改めて、「日本国民統合」の語が、日本国憲法に対する賛同を意味し、バラバラの価値観を有する諸個人が織りなす自由な表現社会を意味するものであることを確認することには重要な意味があるのである。

伝統や文化に支えられた「市民宗教」とも呼べる「国体」観が残存する環境においては、第1条の「日本国民統合」という文言は、単一性を強調しえる伝統や文化を念頭に、古の伝統をどれだけ残せるのか、失われた文化をどれだけ復活できるのか、といった発想により、伝統・文化・歴史を共有する人々の共同体を想起させる政治的記号として機能する。だからこそ、「天皇＝象徴」⇒「日本国民統合＝日本国憲法の基本原理」と図式化できる条文構造を持つ第1条の解釈において、日本国憲法の基本原理に基づく「日本国民統合」の意味内容を改めて確認し直すことに意味があるのである。

4 「日本国民統合」の制限規範性

4-1 「日本国民統合」解釈における制限規範性と政府の発言

象徴と指示対象の関係から出発した第1条の再解釈によって、「日本国民統合」が主権の存する日本国民の総意に基づく社会契約を意味し、そして、多様多元に存在する主権者である日本国民の意思決定を統合することを可能とする社会制度を意味するものであることが導き出された。そして、「象徴」が、個人主義・自由主義に同意する諸個人の結合、すなわち、バラバラにある主権者の意思など多様多元に存在する価値がせめぎ合いながらも共存し、一つの方向を示しうる環境の下に、諸個人がまとまっているという自由主義に基づく民主主義を実現する社会を指し示すものであることが読み解けた。そして、日本国憲法の基本原理に引き付けた「日本国民統合」の再解釈により、第1条の制限規範としての機能が今まで以上に強化されるべきことが導き出された。

「日本国民統合」の再解釈により、制限規範としての第1条の意義が確認されたが、日本国憲法には第6条・7条が規定する国事行為が存在することによって「天皇＝象徴」に備わる文化的・伝統的・政治的文脈を共有するよう政府が呼びかけたり、そのような認識を国民が共有することで統合した共同体であると思わせたりするだけの十分な「場」を政府に提供している。もちろん、そのような「場」に登場する「天皇＝象徴」に備わる象徴作用には計り知れないものがある。それは、天皇が握手の手をさしのべただけで政治が動き出すほどである。当然、「天皇」に関連する文化的事象を利用する政治的パ

パフォーマンスが及ぼす人心への影響力には計り知れないものがある。この点は3-2, 3-3に見た通りである。では、第1条は制限規範として、「象徴」を用いた政府機関の活動を制限することができるのであろうか。そして、「日本国民統合」の再解釈は、「天皇=象徴」と憲法との関係にどのような意味を見出すのであろうか。

この問いにおいては、象徴作用に留意し、今一度、検討されなければならない。象徴現象における指示作用については1-2に示したが、「象徴」が指し示す意味内容が、その象徴を支える文化的・歴史的背景によって左右されている現実があることに注意しなければならない。つまり、「象徴」が何かを指し示しているのかと理解する（される）蓋然性は、諸個人が学習した思考の経験に基づき言語的に高められてゆくという象徴作用と指示対象の関係を考慮しなければ、その「象徴」を利用する政治的パフォーマンスの憲法上の問題を読み解けないということである。

制限規範としての第1条は、「自由主義に基づく主権者の社会契約」＝「日本国民統合」という抽象的な法目的を想起し実感する手掛かりとして、目印となる「象徴」を法定したのであるが、その「象徴」を文化的・歴史的・政治的に読むことは許されないであろうか。結論から言えば、日本の「象徴」を目にした人々がどのように理解するかは諸個人の自由である。自由であることに同意した共同体において、それは絶対に自由でなければならない。たとえ、「象徴」を目にした者が神を連想しようと、戦争の惨禍を想像しようと、それは自由なのである。例えば、「象徴」を目にした者が「あこがれ」を抱き、象徴の指し示す抽象的な内容、つまり、「日本国民統合」が、国民の「あこがれ」の的をみんなで支え、みんなで協力して守ってゆきたいといった情愛に基づくまとまりだと考え、一人一人の人間は、個人としてバラバラに存在するが「あこがれ」の的を愛している点では全員が同一（一致団結できる）であるといった思考を国民が持ちつづけたとしても、それも、また、自由なるものとして受けとめなければならない。

基本原理となる主権者の自由（特に表現）を軸に象徴と指示対象の関係を考察すれば、「象徴」の解釈は自由でなければならない。そして諸個人は「象徴」を用いた表現を活用することで、それぞれの抱く「統合」イメージを表現・交換し、再度思考することで天皇が指し示す「日本国」「日本国民統合」の中身を討論し、一つの方向（それを真理と呼ぶかは別として）を見出すであろう。その意味で、「天皇=象徴」＝「日本国民統合」の解釈権は主権者の手に委ねられている。つまり、この自由なる言説空間が存続し得る状態こそが「日本国民統合」なのであり、その状態を喚起させる目印が「天皇=象徴」であると憲法は設定したのである。したがって、第1条の読みから、例えば「たたかう民主制」のように憲法原理に背理する読みが直ちに封じられるということはない。

しかし、主権者である諸国民が「天皇＝象徴」＝「日本国民統合」を自由に理解し発言できるということと、政府が「天皇＝象徴」を政治的に利用し、自由に情報を発信できるということとは全く別の問題なのである。

政府が「天皇＝象徴」に備わる文化的・歴史的・政治的背景に基づき「日本国民統合」の意味を特定の文脈に限定し、日本国憲法の基本原理とは異なる文脈において「日本国民統合」を理解するよう呼びかけている場合、そして、その様な政治的パフォーマンスが実施されている場合、そこには憲法の基本原理とは異なる方向を志向する政府の存在と、思想の自由市場に参入する最大規模の情報機関としての政府の存在が個人に対抗するものとして意識されなければならない。そして、政府の発する政治的パフォーマンスやプロパガンダは、「天皇＝象徴」＝「日本国民統合」における国民の解釈の自由・表現の自由と矛盾し衝突する政府の活動として警戒し憲法上の問題（例えば表現の自由に対する侵害）として再構成する必要がある。そして、「日本国民統合」の意味内容を再確認することで、従来、法理論に馴染まないものと位置づけられてきた、象徴を用いることで発信・伝達される政府による政治的表現活動を、制限規範である憲法の課題として法的に問題化する道筋を切り開く必要がある⁵¹。

4-2 象徴と指示対象の関係を踏まえ制限規範として第1条を読み直す

繰り返しになるが、象徴とは、ある別のものを指し示す目印や記号を意味し、本来は、かかわりあいのない二つのものを、何らかの類似性をもとに関連づける作用を意味する。

51 現在、行政に対する期待は大きくなっている。それに伴い、行政の能力（例えば、人権擁護に関する勧告・告発を法務局が受け持つなど、行政による救済）は飛躍的に拡大している。その一方で、行政が市民社会へと積極的に介入することを警戒し、例えば、政府が発信するメッセージを政府に対する賛意・同調を意図的に誘導するものと捉えることで、自由における憲法上の課題を読み解こうとする憲法学的視座が開拓されている。この視座を持つアメリカの Government Speech 論が近年注目されている。これはもともと、アメリカの教育行政に潜む「囚われの聴衆」の問題点を指摘した M.G. Yudof, *When Government Speaks: Politics, Law, and Government Expression in America* (Univ. of California Press, 1983) に論じられたものであった。この論を紹介する邦語文献として、蟻川恒正『憲法的思惟』（創文社、1994）、同「思想の自由」樋口陽一編『講座憲法学3 権利の保障』（日本評論社、1994）、同「国家と文化」『岩波講座現代の法1 現代国家と法』（岩波書店、1997）、同「政府と言論」ジュリストNo. 1244（2003）93頁、奥平康弘『なぜ「表現の自由」か』（東京大学出版会、1988）76頁註（107）、344頁註（27）、阪本昌成『プライバシー権論』（日本評論社、1986）34-38頁などがある。また、近年の分析に、横大道聡「言論市場における「発言者」としての政府—『政府言論』を巡るアメリカでの議論を中心に—」法学政治学論究72号（2007）215頁や、同「モニュメント建立と政府言論」ジュリスト1403号（2010）160-168頁などがある。しかし、現在この理論は表現の自由条項の観点中立の要請から政府を免除するための法理として機能している。

そして、目印となる記号と指示対象の結びつきが、人々の認識によって変化するという点に特徴が認められる記号である。この結びつきは、諸個人の言語学的な学習と経験に基づき、相互の類似性や関連性は慣習や伝統によって文化的に成立しているにすぎず、そこに必然性があるわけではない。その様な象徴の役割は、「言葉」が指し示す場合と同様か、それ以上に、象徴を見るものに対し、象徴される抽象的なことがらを感得させ想起させ、その事柄や、それに結びついた様々な事柄を一層強固・強力に意識させることにある。そのためには、両者の結びつきを一層強固・強力とする文脈の再生産が必要となる。したがって、象徴が象徴としての機能を発揮し続けるためには象徴を利用した表現による象徴の意味づけが存在しなければならないのである。

「日本国民統合」の「象徴」とされた「天皇」について、日本国憲法の基本原理にしたがえば、「天皇」を目にしたものは、現実的には目にするのできない抽象的・観念的なことがらとしての自由でバラバラな個人を感得・想起することが予定されており、強固な単一性は想定されていない。これに対し、強固な単一の国民性を想起するような蓋然性を創り出すためには、「天皇」を目にすることで自分自身が単一の国家の構成員であることを意識し、その意識を支えるための継続的な意味づけが必要となる。そして、国家と「天皇」との結びつきをより強固・強力なものとするためには、「天皇」の存在それ自体が国家の命運を左右するようなものであり、そのような働きを「天皇」がしているという意味づけが必要となる。もっとも、それは法的な権限に限らず道義的倫理的にそのように見受けられるだけで十分であろう。そのような場が設定された場合にこそ、人は「天皇」をみるときに「国体」を想起し「国体」の運命を意識するのである。それゆえ、国家主権の観点から国民国家を立ち上げようとする政府は「象徴＝天皇」を利用する表現を通じ、その最高性を演出する（例えば、おことばなど）のである。

象徴と指示対象の関係と、これまでの考察を踏まえれば象徴の意味づけ表現は多様に存在する。当然、国民の表現の自由は保障されなければならない。しかし、自由な表現の可能性が広がれば広がるほど、国民の総意を代弁するとされている国家機関も個人と同様に「象徴」の意味づけ表現を行っているのではないかという問題が浮上する。もっとも、政府の発言（情報発信）に対し、一定の見解は述べるななどと禁止することは不可能である。また、政府が何も発信しないということもあり得ない。

現実には、「象徴」である「天皇」について政府は、現在政府にとっての象徴像を国民に伝えようと多様な表現を利用し「象徴」の意味づけを行っている。繰り返しになるが、その表現（意味づけ）は、個人ならば自由であるが政府は別なのである。政府による「象徴」操作は憲法上の課題として捉える必要があるのである。

日本国憲法は国家の基礎法であり制限規範である。国家権力を縛るためのものである。したがって、第1条が、「天皇」は「日本国民統合」の「象徴」とであると定めた文言も制限規範として読み解かなければならない。

日本国憲法の基本原理にしたがえば、第1条の文言から、「天皇」は国民主権、民主主義、自由主義による社会契約を指し示している目印として使用しなければならないということ、異なるものを象徴するように誤った意味づけをしてはならないということを読み解くことができる。そして、それは、第99条において尊重擁護義務を課せられた国家机关に対する制限であるということが確認される。これは、端的に第1条が天皇の政治利用を禁止する規範であるということになる。そして憲法を逸脱した政治利用を検出する基準であるといえる。とはいえ、このような制限規範としての働きを第1条にだけ期待することは実践的とはいえない。そのため、このような解釈を踏まえた第21条の表現自由理論、すなわち、政府によって催される「象徴」を利用した表現活動（政府による儀式や行事を含む Symbolic Speech）を第21条の個人の表現の自由と矛盾し、衝突するものとして捉える憲法学的視座が求められるのである⁵²。

おわりに

日本国憲法第1条の「日本国民統合」の「統合」の意味を、象徴と指示対象の関係から読み直すことで、「天皇」が国民主権、自由主義、民主主義、平和主義などの日本国憲法の基本原理に基づく社会契約を指し示す目印であるということが確認できた。そして、「天皇」を通じた表現は、そのような意味づけにおいてのみ可能であり、それ以外の内容（伝統・文化にもとづく国体）を示す存在であると誤解を招くような表現を政府が発信することは第1条の主旨に反するものとなるということが確認できた。もしも「天皇」を目にしたものが国民主権・自由主義に基づく社会契約を感得・想起することが困難となり、それとは異なるイメージ（例えば、「天皇」に対する「あこがれ」を媒介とすれば国民は一つになれるとか、個人を超越する全体の利益が存在するとかの全体主義的要

52 政府の Symbolic Speech については拙稿「「表現の自由」と言葉以外の態度による思想の伝達—Symbolic speech と Speech plus の比較を通じて—」法学論集16巻3号（2010）132頁。「Symbolic speech による Government speech—アメリカ合衆国における国旗焼却事件を素材として—」比較社会文化研究11号（2002）39頁。日本における政府による Symbolic Speech の事例分析については稿を改めて考察の機会を持ちたい。

素など)が容易に連想されるようなことがあれば、そこには「象徴」に対する国家の政治利用が介入しているかもしれないと監視することが可能となる。制限規範として第1条を解釈することの意義は、そこにある。

主権者である国民は、政府の行為によって再び惨禍を引き起こすこのないように決意し、人類普遍の原理となる国民主権や自由主義に反するすべてを排除すること(それを可能とする社会の設立すること)を社会契約を通じて実現しようとしている。このような第1条の解釈を導く憲法学的視座は「天皇」の政治利用を禁止する日本憲法の原点に基づくものである。もちろん、このような憲法学的視座は日本国憲法の制定当初よりひろく議論されてきたものであるが、今、改めて、この様な視座に基づき第1条を解釈することには大きな意味がある。というのも、この視座にしたがい憲法を読み返せば、例えば、近年の政府はリーダーシップというキーワードの下にあらゆる事柄における判断を思いのままに発しているが、果たして、日本国憲法はそのような権限を政府に与えていたのであろうかなど、問題提起を容易に導くことが可能となるからである。

このような問題提起は、政府機関の政治責任を迫るだけでなく、例えば、主権者である国民自身が国の行く末を最終的に決定できずにいる現実があれば、そこには、第1条の尊重擁護の達成が不十分であるとして法的な責任を追求する道筋があることを示す。とはいえ、訴訟手続を前提とするだけであれば、「日本国民統合」の再確認から紐解く問題提起に法的意義を見いだすことは困難であるといえよう。というのも最高裁判所の先例に照らしても、このような観点から政府の逸脱を断じる判決が下されたことはないからである。

しかし、第1条の再解釈の意義は直線的な訴訟にだけ向けられるものではない。再解釈における分析力点の変更をもたらす意義は、次々に生じる社会問題に対応する自由条項(例えば、第21条表現の自由)と新たな法解釈(例えば、態度を Symbolic Speech とする表現理論など)を導くことにある。そして、この分析力点の変更は、また、例えば、天皇に期待される公人的行為、おことばや祝典への出席など、第1条から導かれる「象徴」の姿なのであろうかという問題提起に対し、歴史的な経験からその象徴作用を推察すれば、それは権威によるお墨付きを指し示す目印としての天皇像を政府が利用していることに他ならないということになるのではないだろうかとか、錦の御旗として「象徴」を利用する表現活動を政府が行うことは第1条の解釈からは逸脱しているといえるのではないだろうかとか、象徴と指示対象の関係から読み直した第1条の解釈は憲法を逸脱する政府の「象徴」利用を法的に捉えうる憲法解釈の可能性をもたらすのである。また、さらに、「天皇=象徴」の論点に限らず、例えば、国旗・国歌・祝日などの国

【研究ノート】

家のシンボルのもたらす相互作用を、諸個人の自由との衝突事例を単に思想・良心における内心の問題と位置づけるのではなく、政府の表現と個人の表現の矛盾・衝突と捉え、憲法上の権利（第21条）の侵害事例として論じうる道筋を示すのである。このことは、日本国憲法は解釈され尽くしているわけではなく、現状における憲法問題も今後の解釈構造の脱構築によって解決し得るかもしれないということを示すものであり、特定条文を改正すべきかを否かを論じる以前に日本国憲法の基本原理の意義が問い直され、理解し直される必要があることを示しているのである。